

# 第3部

## 虐待対応事例から学ぶ

### <事例3>

別居の息子から父への虐待対応事例  
～高齢者虐待（ネグレクト）

# 別居の息子から父への虐待対応事例 ～高齢者虐待（ネグレクト）

## (1) 被虐待者の状況

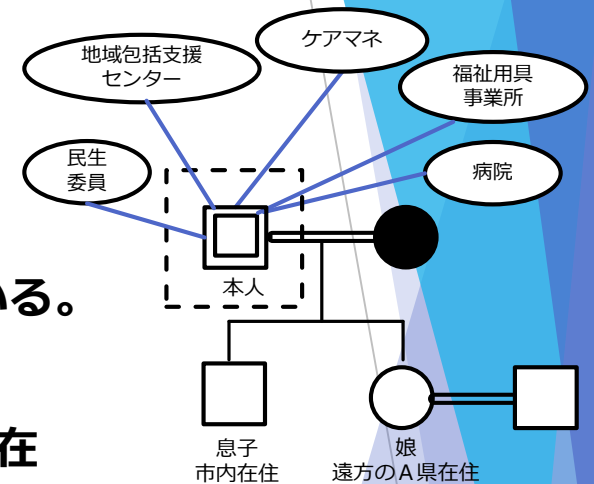
- ・もの忘れ症状がある80代の男性。3年前に妻が他界し、それ以降は一人暮らし。
- ・昨年、自宅内で転倒し骨折した際に、入院先の病院で要介護1の認定を受け、手すりのレンタルを利用している。

## (2) 虐待者の状況

- ・50代の息子で、市内在住。昔から仕事は長く続かず現在はアルバイトをしており経済的に苦しい状況。
- ・性格はまじめだが、対人関係を築くことが苦手である。

## (3) その他親族

- ・40代の娘で、遠方のA県に在住。就労している。
- ・母親の葬儀以降は仕事や子育てに追われて帰省できず、本人へは月一回程度電話で連絡を取っていた。



#### (4) 相談（通報）経過

- ・ 妻が3年前に他界し、その後独居となったため、何とか自分で身の回りの家事を行って生活してきた。
- ・ 昨年、自宅内で転倒し、足首を骨折し入院となった。骨折は順調に回復し自宅での生活を希望されたが、下肢筋力の低下にて歩行にふらつきが見られ、入院中に要介護1の認定を受け手すりの利用を開始した。また、もの忘れも目立ち、家族は独居生活に不安があったことから、近くに住む息子が金銭管理を含めた本人への支援をするとのことで退院後は自宅へ戻った。
- ・ 半年ほど経ったころ、近隣住民から民生委員へゴミの臭いの苦情が入る。民生委員から息子へ連絡したが、改善することはなかった。
- ・ 3年ぶりに遠方に住む娘がお盆休みに帰省したところ、自宅の中には膝くらいまでゴミがあふれ、ハエが飛び交い、本人はすっかりやせ細っていた。歩き方もフラフラでろれつが回らず、衣類も汚れていた。
- ・ 心配した娘から、地域包括支援センターへ相談が入った。

## (5) 対応経過

- ・娘から連絡を受けた地域包括支援センターがケアマネへ状況確認し、先月のモニタリング訪問にて、本人からの拒否が強く玄関先での面談で終わり、詳細な生活状況を確認できなかったとのこと。
- ・ケアマネからの情報を踏まえ、地域包括支援センターが自宅を訪問し、状況を確認することとした。
- ・本人はろれつが回らず、**脱水・低栄養状態**であると思われ、**緊急性があると判断**し救急車を要請したところ、入院となった。（**脱水や中等度の認知症と診断された**）
- ・その他、自宅内の状況を確認したところ、本人はお金に困っていたようで、**光熱費は滞納**、**財布には数百円**しか入っていなかった。室内には大量の健康食品があり、多くの生活費を充てていたと考えられた。
- ・本人の緊急入院に伴い、その対応を依頼したく、娘から連絡先を伺い、地域包括支援センターが**息子へ連絡するも、支援を拒否**される。
- ・息子は昨年から金銭管理を含めた支援を行うとのことであったが、今回の入院に至る経過を踏まえ、ネグレクトの疑いで地域包括支援センターから市役所へ連絡し、対応を協議することとした。

- ・事実確認後、**コアメンバー会議（※1）を開催。**

（参集者：地域包括支援センター，市役所）

- 1) 息子が金銭管理をしているため、**「養護関係有り」と判断。**

本人は現状としてゴミが散乱した不衛生な環境で生活し、栄養状態（急激な体重減少）や水分の摂取状況も悪く、**入院が必要な状態**となっていた。

- 2) 息子は、本人の住環境や健康状態が悪化していることを知っていながら、適切な対応を取らず、緊急対応に至ったことから**「ネグレクト」**と判断。

- ・今後の方向性や支援方針を検討するため、**個別ケース会議（※2）を開催。**

（参集者：地域包括支援センター，市役所，娘，息子，ケアマネ）

- 1) ケアマネが、入院先病院等と連携し、本人が退院となった際には、直ぐに介護保険サービスが利用できるように、事業所との調整を行う。
- 2) 光熱費の滞納や健康食品の大量購入を踏まえ、適正な金銭管理が必要と捉え、成年後見制度を活用する。
- 3) 養護者支援の視点を重視し、娘，息子に対しても丁寧に意向を確認する。また、養護者の負担軽減となる制度の利用など、娘や息子に対しても必要な調整を行う。

## (6) 支援の実施

- ・ 息子は、昨年の入院で本人を心配し、金銭管理を含めた支援を引き受けた。しかし、息子自身の職場での人間関係や経済的な悩みから、支援に精神的な負担を感じ、本人のかかわりが不十分となったことを認めた。息子以外の金銭管理に向けた検討を行うも、長女は遠方で直接的な支援が困難である。よって、本人および家族へ成年後見制度（※3）について説明を行ったところ利用の意向があったため、利用申立て等の必要な手続きの支援を行う。
- ・ 本人は入院先の病院で治療を受け、栄養状態も改善。認知症に関する薬も服用することとなった。しかし、担当医師は、自宅での独居生活は困難と判断した。
- ・ 医師や地域包括支援センターの他、ケアマネも同席し、家族へ認知症の方への接し方や施設入所に向けた説明が行われた。
- ・ 本人・娘・息子で家族会議を行い、グループホームへの入居が決定したことで、虐待対応は終結となった。

## (7) 事例に対する考察

### 1) 通報・相談のタイミング

- ・近隣住民からゴミの臭いなどの苦情が事前に出ていたことから、もっと早く支援者が介入することができたのではないかと。しかし、**近所付き合いが無く、地域から孤立**してしまっていたことから、相談・通報のタイミングを逃してしまったのではないかとと思われる。
- ・関係者が訪問した際に、本人が支援や関わりを強く拒否していたことから、「**いつもと違う状況である**」と**地域包括支援センターへ相談**していれば、緊急入院とまでならなかったのではないかとと思われる。
- ・娘は遠方のため、これまで月一回程度、本人へ電話連絡していたが、虐待判断に至るまでの状況であったことに気づくことができなかった。

### 2) 養護者支援

- ・息子は、本人のお金には手を付けておらず、月一回本人の口座から生活費を渡していたが、自宅にも入らず**それ以外の支援は一切していなかった**。
- ・自宅内が不衛生な状況となっていることや、痩せてきていることは把握していたが、**どこに相談すればよいかわからなかった**。
- ・**息子が一人で抱え込まないようにするため**、兄弟間で定期的に連絡を取り合う体制を構築した。

### 3) ポイント

- ・ 養護者を責めたり，本人を分離したりと家族から引き離すことが高齢者虐待対応の目的ではなく，**養護者支援の視点**にも重きを置いていることから，**養護者への適切な支援が本人の利益にも有効となってくる。**
- ・ 本人が支援者の訪問やかかわりを嫌がったり（支援拒否）すると，本人の生活状況は外部から見えにくくなってしまう。本人とつながりがある関係者から，**ささいな「気づき」の時点で市役所・地域包括支援センターへ相談**することが，本人・家族の権利を護るうえで大変重要となってくる。





## 【用語説明】

### ※1. コアメンバー会議

- ・・・ 障害者虐待または高齢者虐待があった際、事実確認を行った後開催される。虐待の有無と緊急性の判断および当面の対応方針と役割分担等を決定する。市役所虐待対応部署の担当課職員や基幹相談支援センター、地域包括支援センター等が参加する。

### ※2. 個別ケース会議

- ・・・ 市役所虐待担当課職員や基幹相談支援センター、地域包括支援センター、関係機関等で開催される。援助方針、支援内容、各機関の役割等について協議を行う。

### ※3. 成年後見制度

- ・・・ 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。